第１章　計画の策定趣旨

1　計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化が急速に進行しています。厚生労働省が公表した人口動態統計では、平成30年(2018年)の合計特殊出生率（１人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.42と、平成29年(2017年)の1.43から0.01下がり、３年連続で低下しています。

国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、様々な取組みを推進しています。平成24年(2012年)８月には、子ども・子育て関連３法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度(2015年度)から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

新制度では、幼児教育･保育の質･量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を図ることとされ、具体的には、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及、小規模保育や家庭的保育などの充実、親子同士の交流や相談の場（地域子育て支援拠点）や学童保育事業の充実など、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが一緒に教育や保育が受けられ、地域の実情に応じて保育の場を確保することとされています。

しかし、子ども・子育て関連３法等の施行以降、都市部を中心に保育所等の待機児童は依然増加を続けるとともに、児童虐待による痛ましい事件の多発などを踏まえて、国では「子育て安心プラン」の制定や「児童福祉法」の改正が行われています。また、平成25年(2013年)に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年(2019年)６月に改正法が公布され、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が連鎖したりすることで閉ざされることがないよう、市町村において子どもの貧困対策に関する計画の策定を努力義務とするなど、貧困対策を総合的に進めるよう求めています。

このような国の動向の中、大阪府では、「こども・未来プラン」後期計画の理念を継承しつつ、「子ども・子育て支援新制度」や「子どもの貧困対策」にも対応した計画として、平成27年(2015年)３月に「大阪府子ども総合計画」（平成27年度(2015年度)から令和６年度(2024年度)の10年間)を策定しています。

本市では、子ども・子育て支援法を踏まえ、平成27年度(2015年度)に「摂津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第１期計画」という。）を策定し、次世代育成支援対策を含む、地域の子育ち・子育て環境の整備・充実に取り組んでいます。

第１期計画が令和元年度(2019年度)末をもって終了することから、子どもの貧困対策や児童虐待防止の強化などの社会的な要請をはじめ、第１期計画での取組みでの成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズなどを踏まえ、令和２年度(2020年度)から令和６年度(2024年度)までの５年間を計画期間とした「第２期摂津市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

【参考】国における子ども・子育て支援をめぐる最近の動き

動き	主な内容
「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行 （平成26年（2014年）４月23日）	・ひとり親家庭への支援を拡充、子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む法改正 ・有効期間を令和７年(2025年)３月31日まで延長
「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行 （平成28年（2016年）４月１日）	・事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業の創設 ・一般事業主から徴収する拠出金率の上限の引き上げ
「子育て安心プラン」 （平成29年（2017年）６月22日）	・令和元年度(2019年度)末までの２年間で待機児童を解消（遅くとも令和２年度(2020年度)末までの３年間で全国の待機児童を解消） ・令和４年度（2022年度)末までの５年間で女性の就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿の整備等を推進
「児童福祉法」の改正 （平成28年（2016年)、平成29年（2017年)）	・理念規定の改正 ・家庭養育の実現と永続的解決（パーマネンシー保障)、施設の抜本的改革、児童相談所と一時保護所の改革、中核市・特別区における児童相談所設置支援、市区町村の子ども家庭支援体制構築への支援策などを規定
「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正・公布 （令和元年（2019年)６月19日）	・目的規定の改正 ・基本理念の見直し ・子どもの貧困対策に関する大綱に関する規定の改正（貧困に関する指標として「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」を追加） ・市町村に貧困対策計画を策定する努力義務を規定
子ども・子育て支援法・第60条に定める「基本指針」の改正(令和元年（2019年)９月発出)	・市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向の反映 ・平成28年(2016年)の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項について見直し ・新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記 ・幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援法の改正法案の内容を踏まえた内容の改正
「幼児教育・保育の無償化」の施行 （令和元年（2019年)10月１日）	・幼稚園や保育所、認定こども園などに通う３～５歳児と、０～２歳児の住民税非課税世帯の利用料を無料とするもの

2　計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画」を含む計画として、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられます。

さらに、本計画は、上位計画である「摂津市総合計画」や「摂津市地域福祉計画」、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

■関連法・計画等との関係図

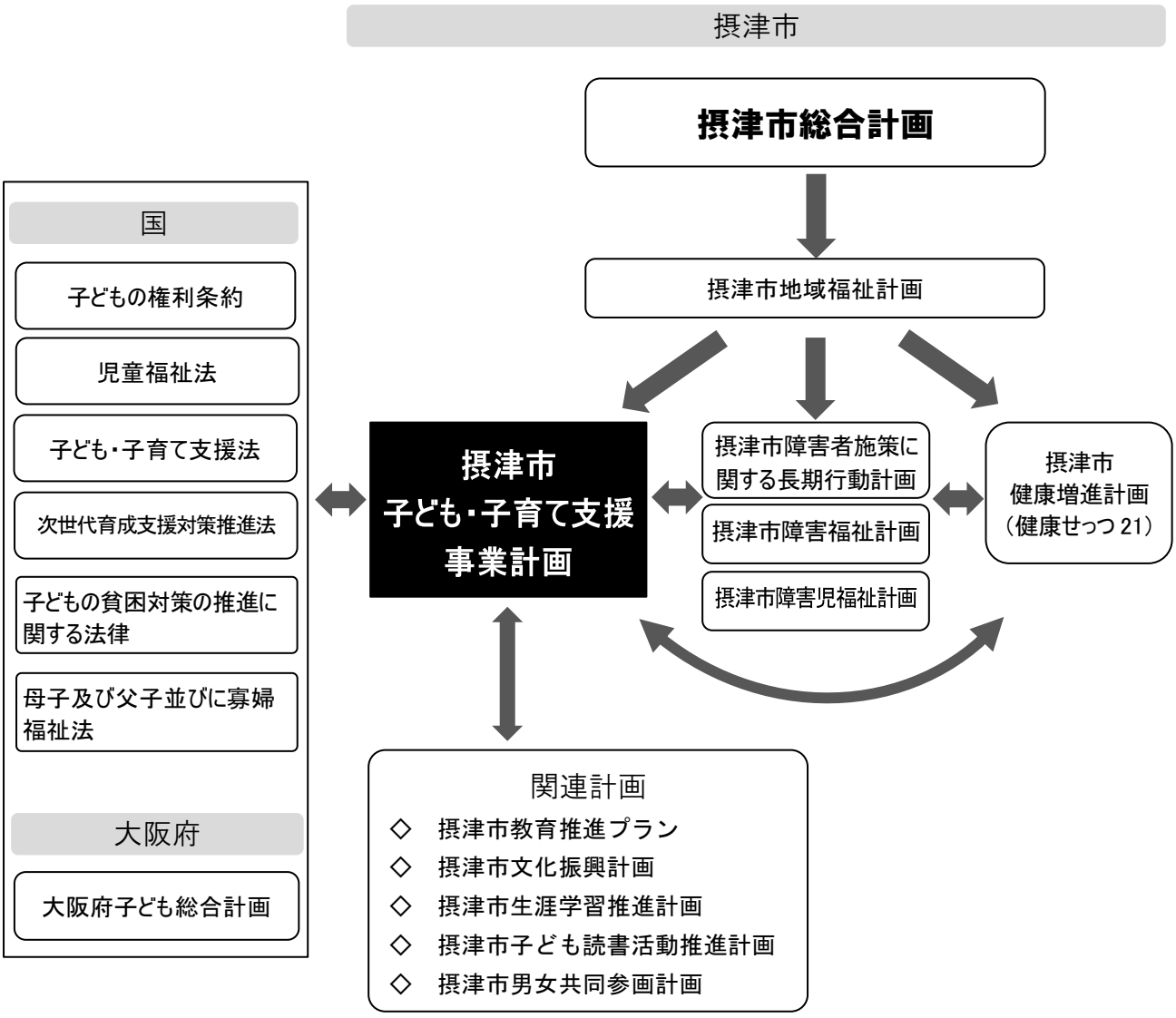

3　計画の期間

本計画の期間は、令和２年度(2020年度)から令和６年度(2024年度)までの５年間とします。また、計画最終年度である令和６年度(2024年度)には計画の達成状況の確認と見直しを行いますが、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

■計画の期間

4　策定体制

〔１〕子育て家庭におけるニーズの把握

就学前児童及び小学生児童１～３年生の保護者を対象に、摂津市子ども・子育て支援ニーズ調査（アンケート調査）を実施し、保育ニーズをはじめ、摂津市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握しました。

■ニーズ調査（アンケート調査）の回収状況

調　査　票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	2,500	1,111	44.4%
小学生児童	1,300	575	44.2%
合　　計	3,800	1,686	44.4%

〔２〕摂津市子ども・子育て会議を通じた市民意見の反映

平成25年度(2013年度)より、摂津市子ども・子育て会議条例に基づき、子どもの保護者や子育て支援事業者、学識経験者等で構成する審議会（摂津市子ども・子育て会議）を設置しています。

この会議において、現状と課題を把握するとともに、本計画策定のためのニーズ調査票案のほか、計画案の内容について検討しました。

〔３〕庁内での検討・協議

第１期計画の毎年度の進捗把握・検証を庁内で行い、計画の成果と課題を把握しています。

本計画にこれらの結果を反映するとともに、関係各課との協議・調整の上、各施策を立案します。

〔４〕パブリックコメントの実施

ニーズ調査及び摂津市子ども・子育て会議での意見に加え、計画に対する市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設、市内公私立保育所・幼稚園等で計画案を公開し、パブリックコメント（意見公募）を行いました。

5　めざす子ども像

第１期計画では､「就学前教育実践の手引き」の中で位置づけられている「めざす子ども像」を子ども・子育て支援に関わる関係者が共有し、計画を推進してきました。

計画における取組みの連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、第１期計画の「めざす子ども像」を継承することとします。
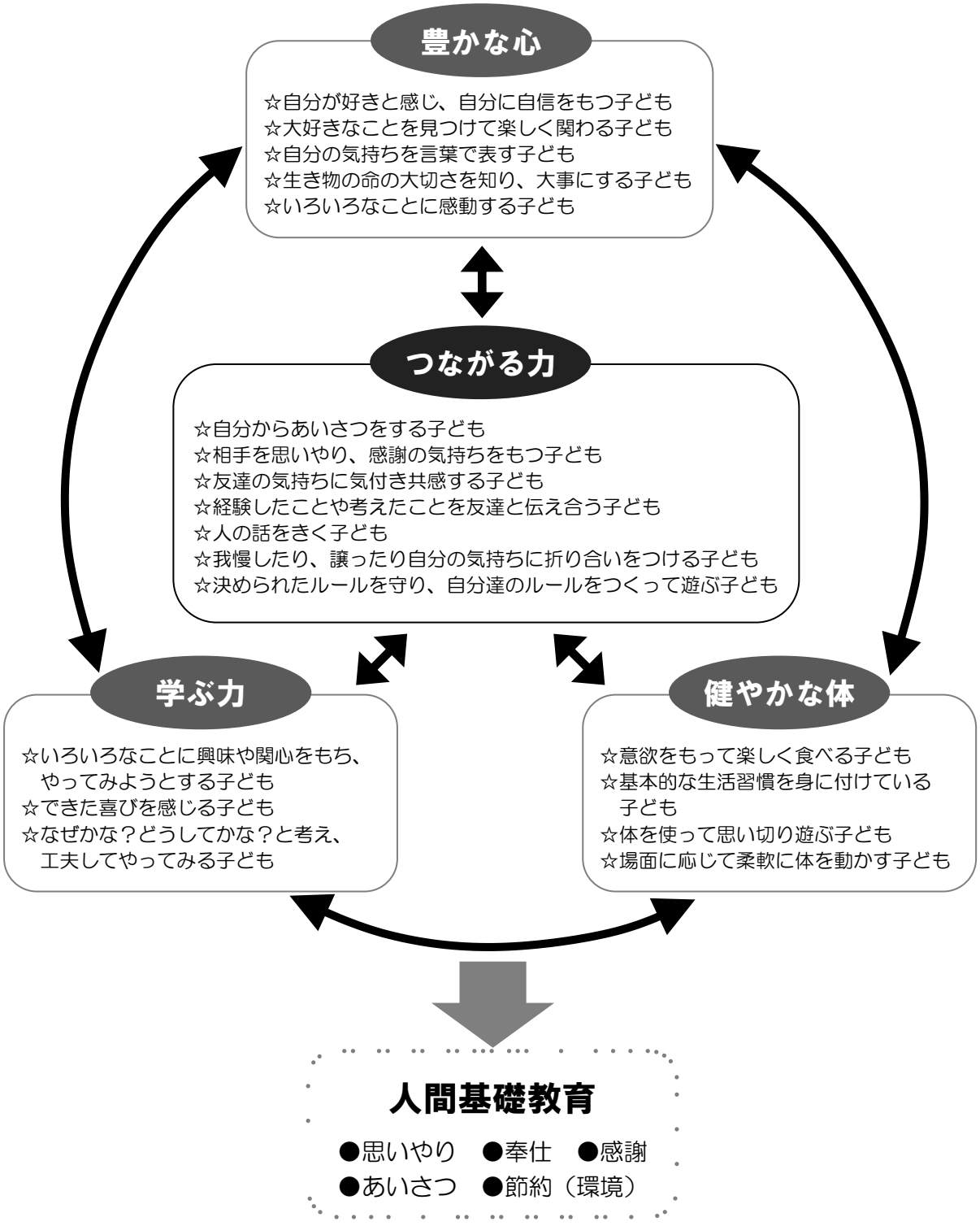
■本計画の推進を通じて「めざす子ども像」